

労務 ROAD

■ 国民年金保険 産前産後期間の保険料免除制度がスタート

厚生年金の保険料については、以前から産前産後休業期間、育児休業期間の保険料の免除の制度がありましたが、平成 31 年 4 月から国民年金でも免除制度がスタートしました。厚生年金同様、免除された期間は「保険料納付済期間」として扱われ、年金額にも反映されます。

● 免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から 4 か月間

(多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の 3 か月前から 6 か月間)

● 届出方法

市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口へ届書を提出

出産前の届出は出産予定日の 6 か月前から提出可能 ※出産後の届出も可能です。

(例：2019 年 12 月 25 日が出産予定日の場合)

2019 年 11 月～2020 年 2 月まで免除。届出は 2019 年 6 月 25 日から可能。

【日本年金機構 より】

■ 災害時の通勤災害 Q&A

台風や地震、津波などの災害時はいつも通りの経路や方法で通勤することが困難になるため、通勤災害にあたるかどうかの判断も難しくなります。

判断に悩む場面について、厚労省のホームページに掲載されている Q&A から一部を抜粋してご紹介します。

Q1：自宅が津波により被災したため、避難所から会社へ通勤していますが、その途上でケガをした場合、通勤災害になりますか。

A1：自宅が倒壊や押し流されたりしたために避難所で生活をされている方は、避難所が「住居」となりますので、通勤災害として認められます。

Q2：地震のため電車が動いておらず、職場で一晩とまってから翌朝帰宅しました。帰宅途中でケガをした場合、通勤災害になりますか。

A2：電車が動かないというようなやむを得ない事情がある場合、職場に宿泊してから帰宅する際のケガは通勤災害として認定されます。

Q3：いつも電車で通勤していますが、電車が復旧しません。会社はオートバイでの通勤を認めていませんが、渋滞が激しく、オートバイを使わざるを得ません。このオートバイで通勤中にケガをした場合、補償の対象となるのでしょうか。

A3：会社へ届け出をしていない又は承認を受けていない場合であっても、合理的な経路・方法の通勤であれば補償を受けることができます。

Q4：地震でケガをして入院している妻の看護のために、寝泊まりしている病院から出勤する途中でケガをしましたが、通勤災害になりますか。

A4：看護のために病院で寝泊まりをしている場合、病院から会社へ行く際のケガは通勤災害として認定されます。

【厚生労働省 より】

VOL.656
(1908-2)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

最近ニュースで「猛暑日」や「熱帯夜」という言葉を聞きますが、最高気温が 35℃以上になる日が猛暑日、30℃以上の日が真夏日で、熱帯夜は最低気温が 25℃以上の夜だそうです。まだまだ暑い日が続きますが、こまめに水分をとり、熱中症に気を付けましょう！（矢尾）

SNS でもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】
Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto